

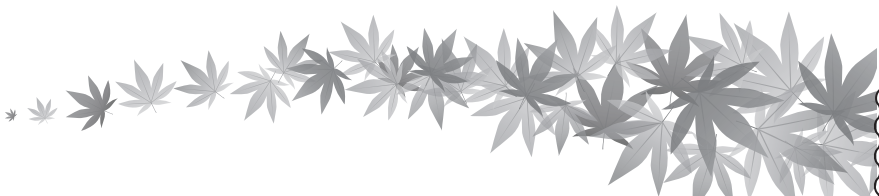


昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成30年11月1日
第260号

発行責任者 支部長 荒川 章 三
編集責任者 副支部長 小林 正 俊
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



私のつぶやき MONOLOGUE



東郷町には、和合、諸輪、傍示本、白土、祐福寺、部田という古くからの地区(集落)があり、地区ごとに鎮守の神様を奉った神社があります。(聞いたところによると東郷町内には8か所の神社があるらしいのですが、残りの2か所について私は知りませんが、毎年10月の第2日曜日には東郷町中の神社で一斉に秋の大祭(収穫祭)が行われます。

準備はその一週間前の第1日曜日から始まり、地区の住民が総出で道掃除を行い、町内を小奇麗にします。祭りの前日までに、その年の餅当番の人達や厄年の人達がリヤカーや軽トラックに餅、パン、スナック菓子を山盛りに乗せ、飾り付けをします。氏子総代の指揮のもと、神社には祭りを報せる昇り旗が掲げられ、神社前の広場には餅投げ用の棧敷(足場)が組まれます。

祭りの当日は、朝早くから地区の拡声マイクを通して木遣り唄・笛太鼓のお囃子が流され、午前中には子供神輿が「ワッショイ、ワッショイ」と地区内の各戸を巡ります。

午後3時頃には神社広場に人が集まり始め、その中を区長、保存会の笛太鼓、4~5台のリヤカーや軽トラックを率いた厄年や餅当番の衆が行列になって周回を始めます。やがて行列は神殿の前に向かい、奉納し、ご祈祷を行います。祭りで一番厳かな時間です。

ご祈祷の後、行列は広場に戻り、餅投げの準備が始まります。既に広場は人で溢れています。車に盛られた餅、パン、お菓子が棧敷に担ぎ上げられ、厄年や餅当番の衆が棧敷に登れば準備万端整います。区長の挨拶が終わるのも待ちきれないくらいに餅投げは始まります。最後の餅が投げられるまでには10分もかからないでしょう。その短い時間を楽しみに、毎年多くの人が準備し、後片付けを行います。そんな地域の連帯感と責任感がこのお祭りの良いところだと思います。

餅投げの後には、レジ袋に入りきれないくらいのお土産を手にして帰る人も少なくありません。秋の楽しみの一つとして東郷町の秋祭りに参加してみたいかでしょうか。癖になるかもしれませんよ。

(近藤 浩二)



日帰り研修旅行



9月の研修会 (平成30年9月14日(金)開催)

消費税の税務調査対策

～税務調査の現状とチェックポイント～

講師：東京税理士会上野支部 長野匡司氏



I. 消費税の税務調査の現状

実地調査では、納税者利便の観点から、法人税及び消費税を同時に調査することにより効率化を図っている。法人税と消費税の非違が連動する項目については、主に法人税の観点から調査を行うことで消費税調査の効率化を図っている。法人税と消費税の非違が連動しない調査項目や不正還付については、消費税の調査日数を適正に確保する運用を行っている。

II. 不正還付について

1. 不正還付の事例

不正還付の事例としては、次のようなものがある。

- ・国内売上を輸出免税売上と仮装
- ・架空の輸出免税売上と架空の課税仕入を両建て計上
- ・架空資産や資産の水増し計上
- ・人材派遣業者等を利用した給与の外注費仮装

国内売上を輸出免税売上として処理してしまうなど経理処理を誤った場合、不正還付を疑われ重加算税の対象となりがねないため、調査時において適切な説明が必要である。

2. 平成23年度税制改正

不正還付に対する対応が求められていたこと等から、平成23年度税制改正において、次の改正が行われた。

- ・還付申告書の添付書類の記載内容の見直しと添付義務化(消規22③)
- ・不正還付未遂罪の創設(消法64②③)

III. 誤りやすい事項

1. 給与と外注費

(1) 概要

外注費として処理したものが給与と認定された場合は、次のような課税処分が行われる。

- ・外注費の仕入税額控除が否認される。
- ・給与に係る源泉所得税が課される。扶養控除等申告書の提出がない場合は、乙欄として源泉所得税の計算がされる可能性がある。

(2) 外注費と給与の峻別

外注費と給与のいずれに該当するかは、主に次の項目によって峻別される。

- ・当該契約の内容が他人の代替を受け入れられるか否か。
- ・仕事の遂行にあたり、個々の作業について指揮監督を受けるか否か。
- ・不可抗力により目的物が引渡し前に滅失した場合において、報酬を請求する権利があるか否か。(危険負担)
- ・材料、作業用具の提供、供与があるか否か。(費用負担)
- ・時間的空間的拘束を受けるか否か。

2. クレジット手数料

クレジット手数料については、次のような誤りが見受けられる。

- ・信販会社へのクレジット手数料を課税仕入として処理している。
- ・信販会社からの入金額(クレジット手数料控除後の金額)のみを課税売上として処理している。

クレジット手数料は信販会社への売掛債権の譲渡損であるため、課税仕入に該当しない。

3. 燃料費等(軽油引取税)

運送業等では、軽油引取税を含めた軽油料金の全額を課税仕入とする誤りが見受けられる。

ガソリンスタンド等の燃料業者からの請求書等において、軽油料金の中に軽油引取税の金額

が記載されている場合には、軽油引取税を課税対象外とし、それ以外の金額を課税仕入とする。

4. 貸倒損失

(1) 概要

貸倒れに係る消費税額は課税標準額に対する消費税額から控除するが、次のような誤りが見受けられる。

- ・ 課税資産の譲渡等に伴う債権以外の債権（貸付金等）を控除している。
- ・ 旧税率の売掛金等にかかわらず、新税率により控除している。

(2) 売掛金等の貸倒額の区分計算

① 原則

貸倒れに係る売掛金等のうちに、課税資産の譲渡等に係る部分とその他の資産の譲渡等に係る部分とが混在する場合には、これらを区分する必要がある。

② 特例

課税資産の譲渡等に係る部分とその他の資産の譲渡等に係る部分とを区分することが著しく困難であるときは、貸倒れとなったときにおけるそれぞれの債権の額の割合により課税資産の譲渡等に係る貸倒額を計算することができる。（消基通14-2-3）

(3) 免税事業者であった課税期間における売掛金等の貸倒れ等

① 免税事業者であった課税期間における売掛金等の貸倒れ

課税事業者が、免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等につき貸倒れが生じた場合には、貸倒れに係る消費税額の控除の規定の適用はない。（消基通14-2-4）

② 免税事業者等となった後における売掛金等の貸倒れ

課税事業者が事業を廃止し、又は免税事業者となった後において、課税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等につき貸倒れが生じた場合には、貸倒れに係る消費税額の控除の規定の適用はない。（消基通14-2-5）

興味深い項目を短い時間に凝縮してお聞かせいただきました。

（研修部 木下 晃良）

10月の研修会

（平成30年10月12日（金）開催）

「生前贈与のポイントと活用事例」

講師：税理士・中小企業診断士 飯塚美幸氏



研修日当日に配布された書籍『目的別 生前贈与のポイントと活用事例』をもとに、相続・贈与のアドバイスをする上での留意点、贈与の考え方の基礎、事例について解説いただきました。

1. 贈与と相続の違い

贈与税と相続税の一番の違いは、相続は自然人の死であり日時が決まっていなかったのに対して、贈与は、なぜ、いつ、誰が誰に、どこで、何を、どのように、いくらで贈与するかを自由に決めることができる点である。言い換えれば、贈与は贈与者や受贈者の状況に合わせてオーダーメイドができるために、相続対策や資産対策で有効であると言える。

2. 相続して困る財産と嬉しい財産がある

返せない借金、保証債務、未整備貸地、悪質な借地人・店子・訴訟、不整形地・無道路地・崖地、共憂（有）不動産などは、承継者にとって必ずしも嬉しい財産ではない。現金や預貯金、保険金、収益不動産、上昇株式、いい土地など、嬉しい財産に「親の目が黒いうち」変えていくことが相続税対策の第一歩である。相続の問題は、税金を少な

くする事だけではない。相続後の先の将来には、相続人たちの人生がある。税務専門家たる税理士は、財産改善等の対策についても顧客を支えていくべきである。

3. 円滑な遺産分割のための3つのS

配偶者の税額軽減、小規模宅地等の課税価格の特例、相続税の延納・物納といった優遇規定は、遺産分割の確定を要件としている。円滑な遺産分割は、税務上も最重要課題である。そのためのポイントとして、3つのS、すなわち①債務、②妻子の生活、③祭祀というマイナスの負担を、先に決めることがコツである。遺産分割は、ともすれば不動産や有価証券等、プラスの財産に目がいきがちであるが、どんな被相続人にもマイナスの財産＝承継するべき負担がある。①債務、②妻子の生活、③祭祀という3つの負担は、いずれも大変な負担であるにもかかわらず、相続税の申告では控除項目や非課税項目であるため、十分な注意が払われないことが多い。まずは、これらの負担者を定め、負担できるようにプラスの財産を充てる。その上で、プラスの財産が残れば、じっくり相談して分割をする、という順序が重要である。負担を誰が負うかを検討する中で、相続人同士のお互いの生活事情を理解し合い、支え合う気持ちが醸成され、それが円滑な話合いに繋がる。

4. 贈与税と相続税の実効税率

税額を相続財産の課税価額で除した比率が実効税率であり、法定相続分に応ずる取得金額に直接乗ずる税率である限界税率と明確に区分して理解する必要がある。実効税率で比較して、贈与税<相続税であれば、生前贈与が有利となるが、そのような贈与は現実的ではない。生前贈与を実行すべきか否かは、贈与税の実効税率<相続税の限界税率であるかどうかで判断すべきである。

5. 収益力を贈る「木の幹」贈与

この研修では、賃料収入の見込める建物のように将来収益力のある元本を「木の幹」と呼んでいる。このような「木の幹」を評価額が低いうちに、なるべく早期から時間を掛けて、贈与することが望ましい。日本では、定期金や営業権等を除いて、将来収益力について贈与税は非課税だからである。

6. 贈与契約書の作成・贈与式

必ずしも法律書式である必要はないので、お互いの名前を入れて、日常の言葉で書く方が望ましい。贈与者の想いや、受贈者の感謝の気持ちを盛り込んで、作成した暁には、贈与式を行うこともよい。家族だけではやりにくいのであれば、税理士も立ち会う。お互いの想いが共有されることで、結果として円滑に相続が進む。

7. 信託の利用

贈与を受ける子が資産運用について未熟な場合、信託を利用して、贈与と同時に子と信託契約を締結し、親が受託者、子が委託者兼受益者として資産を運用することができる。そして子が成長し、自ら資産運用ができるようになったら、信託契約を終了できるようにしておけばよい。

8. 活用事例の紹介

子が勤務先倒産により資力喪失状態に陥ったため、住宅ローンを返済できなくなった場合に、保証人である父親が代位弁済により、自分の土地を譲渡して子のローン返済を肩代わりして返済した事例、扶養義務の履行か、生活費を負担する贈与かの見解が分かれた事例、同族法人への収益建物のみの贈与又は譲渡するという事例、成年後見・任意後見制度と贈与に関する事例が紹介されました。

9. まとめ

非常に多岐にわたる生前贈与と相続についてのポイントと活用事例を、1時間半という限られた時間の中で、わかりやすく説明していただきました。また、パナソニックの松下家の相続や、旧大昭和製紙事件など、興味深い事例もあわせて紹介いただき、理解が深まりました。

(研修部 金子 和生)

支部創立60周年記念日帰り研修旅行

～松茸・飛騨牛食べ放題&お土産満載の恵那峡クルーズ～

朝晩めっきり冷え込み、秋らしくなってきた去る10月14日（日）、毎年恒例の昭和支部日帰り研修旅行が開催されました。

朝方は小雨もちらつき天気が心配されましたが、荒川支部長はじめ支部の皆様の心掛けのおかげか、バスに乗り込む時間には雨もあがり、バス2台で岐阜県恵那峡へ向けて出発です。創立60周年の記念日帰り旅行ということもあって、定員超えの総勢82名の参加となり、バス2台とも満席となりました。

中央道恵那峡ICを降り、山道をしばらく行くと、松茸宝探し場に到着。「松茸狩り!?!」ではなく、「松茸宝探し」です。松茸狩りだとほとんど採れないので、今朝植えたの（日本語が話せない!?!）松茸を探すとのことです。日本語が話せないといってもさされど松茸。マイ手袋、マイ長靴で準備万全の方もいて、皆さん本気です！開始と同時に我先にと山の奥の方へどンドン姿が消えていきました。運よく見つけた方、運悪く見つからなかった方、いろいろいらっしゃいましたが、適度に体を動かし、



小腹が空いたところで、次はお楽しみの松茸・飛騨牛食べ放題の昼食。さすが飛騨牛！さすが松茸！これほど思い切り飛騨牛と松茸を堪能したのは初めてかもしれません。どこのテーブルもおかわりのお皿がたくさん積みあがりました。お腹が満たされた後は、同じ会場で栗つかみ取り体験で



す。栗つかみ取りでは、つかんだと思ってもツルッと滑り落ち、たくさん取るのは難しかったです。私は平均的な8個でしたが、最高記録はなんと12個だそうです。凄い！



そして、次に向かったのは恵那峡クルーズ。ここでは往復20km、約30分間の高速ジェット船での遊覧です。付知川との合流点、品の字岩まで

恵那峡を巡り、兩岸にそそりたつ軍艦岩・獅子岩・屏風岩・品の字岩などの奇岩・怪石は圧巻でした。遊覧後、全体で集合写真を撮影し、次にバスで向かったのは皆様お待ちかねの「恵那川上屋」。栗のシーズンです。我々以外にもたくさんの方々が来店していて、お店は大繁盛。栗きんとん・モンブランなど何をとっても美味しそうでした。店外では栗のソフトクリームも売られていて、濃厚で美味しかったので、また恵那の方に出向いた際には必ず食べようと思いました。

楽しい時間はあっという間に過ぎてしまうものです。「恵那川上屋」での多くのお土産を手に行きは帰りのバスに乗り込みました。ここでもまったりする時間はありません。恒例のビンゴ大会と福引大会で子供たちと一緒に盛り上がり、最後まで和気あいあいとした雰囲気のもと全行程が終了しました。帰路は軽い渋滞もあり、予定より到着が若干遅れましたが、皆様のご協力のもと大きな事故・トラブルもなく今年も楽しい日帰り旅行となりました。そして、今回の目玉でもある10個のお土産を片手に皆さま家路に着きました。これからも楽しく、会員相互の親睦が深まるような行事を企画していきたいと思っておりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。よろしくお願いたします。

(厚生部 酒井 秀樹)

同好会だより ソフトボール同好会



去る9月24日(月)、秋分の日振替休日、恒例の名古屋税理士会ソフトボール同好会主催、第11回親睦ソフトボール大会が盛大に執り行われました。昨年は第10回記念大会としてナゴヤドームでしたが、今年は例年通り各務原市総合運動公園ソフトボール場にて行われました。

我が昭和支部につきましては、かつては強豪支部と呼ばれ、観光バスでグラウンドに乗り付けるという、傲慢とも言える(!?)態度も許される程の戦歴を誇りました。

しかし、栄枯盛衰、盛者必衰、諸行無常の響きあり…。今では古豪とも呼ばれることのない、参加することに意義があるばかりの、ただの駄支部へと成り下がって幾年月…

ちょっと卑屈になりすぎましたが(苦笑)、第1回大会時とほとんど変わることのない固定メンバーにより(苦笑)、絶対に負けられない戦いは始まりました。

第一試合は対岐阜北支部戦です。岐阜北支部といえば強豪のイメージですが、ご多分に漏れず戦力はダウンしており(失礼!!)、なかなかの好ゲームとなりました。激しい凡打戦の末(!?)に、3対2で昭和支部の辛勝となりました。痺れる試合ではありましたが、自慢の打線は湿りぎみでした。

続く第二試合は対名古屋中支部戦。名古屋中支部は最近若い戦力が加入しており、うらやましい

限りです。試合では相手の四番打者から派手にホームランを浴び、2対7で完敗でした。またしても自慢の昭和打線は沈黙…。残念ながら敗者復活戦へと回ることとなりました。

敗者復活に賭けた第三試合。相手は何と初戦で当たった岐阜北支部。先方は敗者復活を勝ち上がり、再び相まみえることに。本来ならば決勝戦といっても過言ではない両者の対戦。またしても接戦のルーズヴェルトゲーム!と思いきや…。またまた目を覆いたくなるような凡打の山。ポップフライが上がるばかり。よほど揚げ物好きなのか、チームの



高齢化現象か、老眼の影響か。結果は0対4の完封負け。これで昭和支部のソフトボール大会は幕を閉じ、打ち上げ会場にて再び幕を開けました(笑)。

大会結果としては、中村支部Aが優勝しました。中村支部は2チーム出場するほど戦力があるようです。かつての昭和支部のように…(遠い目)。

打線はサッパリでしたが、守備については一定の成果があったような気がしないでもありませんでした(どっちや!)。来年に期待!来たれ若人!

(ソフトボール同好会 菅沼 宏司)

同好会だより 支部創立60周年記念 ボウリング大会



今年度は昭和支部創立60周年の記念年度ということで、各種記念行事が行われる中、ボウリング同好会では10月12日（金）に千早にある「スポーツ名古屋」にて記念大会を実施しました。当日は10月月例集会の日ということもあり、50名という多くの会員に参加していただきました。

平井ボウリング同好会会長の大会運営についての説明の後、自らボウリングのピンに扮した岡部周年記念事業実行委員長の愉快的始球式で和やかに大会が開始しました。大会ではボウリング同好会の参加者はマイボール禁止で、普段とは勝手が違ううまくピンを倒すことができず、悪戦苦闘しておりました。今回は周年記念大会ということで、優勝者には記念トロフィーと豪華副賞（すき焼き用神戸牛）が用意されているということもあり、レクリエーションとはわかっていながら皆さんどこか真剣な眼差しであったように感じました。またゲームの最中では、ストライク賞や女性にはスペア賞もありスコア表にマークがつくとウキウキ賞品を貰いに走る会員の笑顔がとても微笑ましかったです。

ゲーム終了後は表彰式を兼ねた懇親会を浩養園にて、荒川支部長に乾杯のご発声をいただき行われました。スポーツでは、16～40レーンまでとかなり広がったので自分の近くのレーン以外の方の様子がわからなかったのですが、懇親会では多く

の方とボウリングの話題で盛り上がる事ができ、文字通り「懇親」を深めることができたと思います。表彰式では3位、2位の発表に続きいよいよ優勝者は…。さすがです。ボウリング同好会でも年間チャンピオンの座を譲らない三品会員が見事優勝されました。その後も5位おきの飛び賞やラッキー7賞・12位の当日賞・49位のブービー賞と多くの会員に賞品が授与されました。興奮冷めやらぬ中、小川会員に中締めのご挨拶をしていただき名残惜しくも懇親会は終了しました。

今回の大会に参加してみて、改めてボウリングは良いなあ～と



思ったのは、暑さ寒さ雨などの天候に左右されることがなく、老若男女が同じ土俵で楽しめることです。（むしろ年配の先生方の華麗なるフォームとスコアに驚かされておりました!!）そして皆さん口々に、「たまにはボウリングも楽しいなあ～♪」とおっしゃっていたのが印象的でした。

今回の記念大会実施に当たり、平井同好会会長には半年以上前からいろいろと企画を準備していただき、この場をお借りして感謝申し上げます。またご参加いただきました会員の皆様、ありがとうございました。

（ボウリング同好会 上原 久子）

【9月の月例集会】

平成30年9月14日(金) 天白文化小劇場

1. 租税教室講師養成研修の開催について
2. 電子申告・納税システム(e-Tax)の普及・定着について
3. 内部事務の集約処理に向けた取組について
4. ダイレクト納付及び納税証明書オンライン請求の利用推進について
5. 事前照会事案に対する文書回答手続きの利用促進について
6. 無申告法人に対する実態確認事務等の集中処理の試行に係る事務処理について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定について
 厚生部：支部日帰り研修旅行の案内
 租推委：租税教室の講師募集について
 総務部：今後の予定について

【10月の月例集会】

平成30年10月12日(金) 天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 「税を考える週間」の広報について
2. 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送日について
3. 年末調整関係用紙の交付開始時期について
4. 平成31年1月からのメッセージボックス確認画面について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修並びに図書配布について
 税対部：確定申告無料相談の協力依頼について
 厚生部：支部日帰り研修旅行について
 総務部：今後の予定について

昭和支部 60周年だより Vol.5

周年記念事業実行委員会

・支部より今後の周年記念行事のご案内

昭和支部創立60周年記念綾戸智恵ライブ
 日時：平成30年11月7日(水)19:00開演
 会場：名古屋ブルーノート

・同好会より周年記念行事開催のお知らせ

ゴルフ同好会 平成30年11月2日(金)開催
 愛知カンツリー倶楽部

支部からのお知らせ

・11月月例集会及び研修会のご案内

日時：平成30年11月9日(金)

場所：天白文化小劇場

月例集会：13時30分より

研修会：14時30分より

「事業承継税制(特例措置)のポイント解説」

講師 税理士 若山 寿裕氏

・12月月例集会及び研修会のご案内

日時：平成30年12月7日(金)

場所：吹上ホール

月例集会：13時30分より

研修会：14時15分より

「書面添付制度について」

「平成30年分年末調整について」

講師 昭和税務署担当官

「平成31年償却資産税申告

(固定資産税)について」

講師 金山市税事務所担当官

・図書配布のご案内

平成30年11月配布予定

『『相続税等の納税猶予制度』の実務と手続』
 (税務研究会出版局)

平成31年1月全会員に郵送

「確定申告の手引き」(税務研究会出版局)

訃報



山田 尚 会員

長久手1班

平成30年10月3日ご逝去 享年59才
 平成10年6月23日 税理士登録

編集後記

先日支部創立60周年記念ボウリング大会に参加してきました。以前は昭和支部でもボウリング大会をやっていたのですが久しぶりの大会でした。総勢50名が参加して普段ボウリングをしない方もワイワイガヤガヤと楽しいひと時を過ごしました。(三品 智)